

監 査 委 員 事 務 局

平成 31 年 3 月 31 日現在における平成 30 年度の予算及び事務事業の執行状況について定期監査を実施したので、その結果について概要を述べる。

1 職員の配置状況

当課の職員は局長 1 人、主任書記 1 人、書記 1 人の計 3 人である。なお、公平委員会事務局を兼ねている。

2 予算の執行状況

当事務局に係る歳入はなく歳出だけである。

歳出では、職員の給与費を除く予算現額 283 万 9,000 円に対し、執行済額は 271 万 1,871 円で執行率は 95.5%となっている。

執行済額の内訳は、次のとおりである。

(1) 公平委員会費

執行済額 5 万 9,170 円は、委員の日額報酬 2 万 8,670 円、需用費 2,500 円（食糧費）、全国公平委員会連合会等の負担金 2 万 8,000 円である。

(2) 監査委員費

執行済額 265 万 2,701 円は、委員の月額報酬 196 万 9,161 円、旅費 16 万 2,760 円（費用弁償 12 万 4,000 円、普通旅費 3 万 8,760 円）、需用費 47 万 2,980 円（地方自治関係実例判例集等の消耗品費 46 万 5,480 円、食糧費 7,500 円）、備品購入費 1 万 800 円（地方財務特例質疑応答集）、全国都市監査委員会等の負担金 3 万 7,000 円である。

3 事務の執行状況

○ 公平委員会事務局

地方公務員法第 7 条第 3 項の規定に基づき設置された公平委員会の事務補助を行っている。委員の職務としては、地方公務員法第 47 条の規定により、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し必要な措置を執ることや、同法第 50 条の規定により、職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決又は決定することなどがあるが、現在のところこのような問題は発生していない。なお、委員は 3 人で非常勤となっている。

本年度は伊佐市公平委員会を 1 回開催している。また、平成 30 年 5 月 31 日～6 月 1 日に鹿児島県公平委員会連合会理事会・総会・研究会が出水市で開催され参加している。

○ 監査委員事務局

本市の監査委員事務局では、代表監査委員（識見）1 人、監査委員（議選）1 人の指導・監督の下で、次のとおり監査、検査、審査の補助を行っている。

(1) 監査（定期監査、住民監査請求に基づく監査）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を、市長部局の全課等、行政委員会の事務局等から監査資料の提出により実施している。定期監査資料には、前年度の監査講評における検討結果の報告書も提出させている。

監査の着眼点としては、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われてい

るかどうかを、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施している。

なお、監査終了後は報告書を作成して議会及び市長等に提出し、公表している。

(2) 検査（例月現金出納検査）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月現金出納検査を、会計管理者及び企業管理者の保管する現金（歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。）の残高及び出納関係諸帳票等の計数の正確性を検査するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として毎月実施している。

なお、検査終了後は報告書を作成して議会及び市長に提出し、公表している。

(3) 審査（決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査）

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定による決算審査を実施している。

決算審査の着眼点としては、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施している。

地方自治法第 241 条第 5 項の規定による基金の運用状況審査についても実施している。審査の着眼点としては、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施している。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定による財政健全化判断比率及び資金不足比率審査を実施しており、審査の着眼点としては、健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施している。

なお、審査終了後は意見を決定して市長へ提出している。

(4) 兼任事務の伊佐湧水消防組合、伊佐北始良環境管理組合、伊佐北始良火葬場管理組合及び大口地方卸売市場管理組合の一部事務組合についてもそれぞれ監査、検査及び審査の事務処理を行っている。

(5) 平成 30 年 4 月 26 日に鹿児島県各市監査委員会定期総会及び鹿児島県各市監査事務局長会定期総会が薩摩川内市で開催され参加している。平成 30 年 10 月 25 日～26 日に西日本都市監査事務研修会が山口県周南市で開催され参加している。平成 30 年 11 月 8 日～9 日に鹿児島県各市監査事務局職員研修会を伊佐市で開催した。

(6) 年間の事務事業の執行状況については、別紙のとおりである。

4 負担金の執行状況

| 団 体 名 | 執行済額（円） | 事 業 内 容 |
|--------------|---------|--|
| 全国公平委員会連合会 | 18,000 | 公平委員会相互の連携を密にし、協力して人事公平制度の円滑な運営を図るための負担金 |
| 鹿児島県公平委員会連合会 | 10,000 | 県下の公平委員会相互の連携を密にし、公平制度の円滑な運営を図るための負担金 |
| 全国都市監査委員会 | 14,000 | 全国都市監査委員相互の連絡を密にし、監査委員制度の円滑な運営を図るための負担金 |
| 西日本都市監査委員会 | 3,000 | 監査制度についての研修会を実施し、公正な監査事務の遂行を図るための分担金 |
| 西日本都市監査委員会 | 2,000 | 監査制度についての研修会に参加することで、スキルの向上を図るための出席者負担金 |
| 九州各市監査委員会 | 11,000 | 監査事務を公正に遂行し、監査制度の調査研究を行い、都市行政の円滑な運営を図るための負担金 |
| 鹿児島県各市監査委員会 | 7,000 | 監査事務について研究するとともに、相互の連携を密にし、監査制度の円滑な運営を図るための負担金 |

5 その他

当事務局で整備保管すべき財務に関する諸帳簿類は、おおむね良好に整備されていることを認めた。

(別紙) 各月ごとの事務事業の実施状況

平成 31 年 3 月 31 日現在

| 実施月 | 定期監査・例月現金出納検査 | 決算審査・各種会議等 |
|------|--|--|
| 4 月 | 17日 例月現金出納検査 18日 〃 23日 議会事務局・監査委員事務局定期監査 | 26日 県各市監査委員会定期総会及び事務局 局長会（薩摩川内市） |
| 5 月 | 14日 例月現金出納検査 15日 〃 24日 財政課定期監査 25日 企画政策課定期監査 28日 総務課定期監査 | 31日～1日 鹿児島県公平委員会連合会総 会・研究会（出水市） |
| 6 月 | 20日 例月現金出納検査 21日 〃 26日 税務課・地域総務課定期監査 27日 市民課定期監査 | 8日 水道事業会計決算審査 |
| 7 月 | 18日 例月現金出納検査 19日 〃 23日 林務課定期監査 24日 農政課定期監査 25日 建設課定期監査 26日 現地監査（建設課、農政課） | 6日 伊佐北始良環境管理組合決算審査 20日 一般・特別会計決算審査 |
| 8 月 | 20日 例月現金出納検査 21日 〃 28日 財政援助団体の監査 （魅力ある高校づくり補助金） | |
| 9 月 | 18日 例月現金出納検査 19日 〃 26日 農業委員会定期監査 27日 伊佐 PR 課定期監査 | |
| 10 月 | 18日 例月現金出納検査 19日 〃 22日 学校監査定期監査 23日 学校監査定期監査 30日 福祉課定期監査 | 25日 西日本都市監査事務研修会（周南市） 4日 伊佐湧水消防組合決算審査 5日 伊佐北始良火葬場管理組合決算審査 5日 大口地方卸売市場管理組合決算審査 |
| 11 月 | 5日 水道課定期監査 21日 例月現金出納検査 22日 〃 27日 長寿介護課定期監査 28日 こども課定期監査 | 8日～9日 鹿児島県各市監査事務研修会 （伊佐市） 12日 第1回公平委員会伊佐市職員労働組 合職員団体登録事項変更届について |
| 12 月 | 10日 会計課・給食センター定期監査 14日 環境政策課定期監査 19日 例月現金出納検査 20日 〃 | |
| 1 月 | 16日 例月現金出納検査 17日 〃 29日 教育委員会総務課・学校教育課定期監査 30日 社会教育課定期監査（図書館含む） | |
| 2 月 | 5日 スポーツ推進課定期監査 7日 大口地方卸売市場管理組合定期監査 7日 伊佐北始良火葬場管理組合定期監査 8日 伊佐湧水消防組合定期監査 19日 例月現金出納検査 20日 〃 | |
| 3 月 | 15日 伊佐北始良環境管理組合定期監査 18日 例月現金出納検査 19日 〃 | |